

様式第 1 号

旧船の処分又は使途説明書

年 月 日

住 所

氏名又は名称

印

下記漁船は、このたび建造（改造・転用）の許可を申請した〇〇丸（総トン数・馬力数）のしゅん工（改造工事完了、転用による使用開始）後は廃船し、漁船登録を抹消いたします。

記

1．船 名

2．漁業種類

3．総トン数

4．漁船登録番号

（注）下線部分は処分方法により、以下により書き換えるものとする。

1 他種漁業に使用する場合

〇〇漁業を廃業し、改造許可を受けて 漁業に使用いたします。

2 同種の漁業に使用する場合

〇〇漁業を廃業と同時に漁船登録を抹消しますが、再び従前の漁業に使用するため、別途漁業許可を充当の上、漁船登録を申請する予定です。

事業計画書

年 月 日

住 所

氏名又は名称 印

このたび建造（改造・転用）の許可を申請した〇〇丸（総トン数・馬力数）に係る事業計画は次のとおりです。

漁業種類		漁業	漁業	漁業
漁獲物の名称				
漁場				
操業期間				
操業日数				
航海数				
漁獲予定量				
漁獲予定金額				
乗組員数				
所要経費	人件費			
	燃料費			
	費			
	費			
	費			
	合計			

- （注）漁獲物運搬船の事業計画にあっては、以下により記載すること。
- 1．漁獲物の名称は、運搬する漁獲物又は製品の名称を記入すること。
 - 2．漁場は、運航する海域又は運航区間を記入すること。
 - 3．漁獲予定量及び漁獲予定金額は、運搬予定量等を記入すること。

様式第 3 号

造船契約（予約）証

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住 所

氏名又は名称

印

今般、下記の漁船の建造（改造）について船舶製造者と契約（予約）致しました。

記

1. 船 名
2. 漁 業 種 類 又 は 用 途
3. 計 画 総 ト ン 数
4. 船舶の長さ、幅及び深さ
5. 船 質
6. 推進機関の種類及び馬力数
7. し ゅ ん 工 予 定 期 日
8. 造船所所在地及び名称

上記のとおり相違ありません。

船舶製造業者 住 所

氏名又は名称

印

（注）1. 2 隻 1 組の場合は、船名の項にその旨を明らかにすること。

2. 改造の場合には「しゅん工予定期日」を「工事完了予定期日」とすること。

推進機関製造（販売）契約（予約）証

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住 所

氏名又は名称 印

今般、〇〇丸に据え付けるため、下記の推進機関の製造（販売）について契約（予約）いたしました。

記

事 項	要 目	
推 進 機 関 の 種 類	機 関	
過 給 機 及 び 空 気 冷 却 器 の 有 無	過 給 機	
	空 気 冷 却 器	
制限装置（動力漁船の性能の基準の第 3 項に該当するもの）の有無		
機 関 の 型 式		
漁船法施行規則による馬力数	k W	
シ リ ン ダ の 数 及 び 直 径	× m m	
定 格 毎 分 回 転 数		
機 関 番 号		
納 期		
製 作 所 名		

上記のとおり相違ありません。

推進機関製作所 住 所
（販 売 者）

氏名又は名称 印

推 進 機 関 経 歴 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住 所
氏名又は名称 印

このたび建造（改造・転用）の許可を申請した〇〇丸（総トン数 馬力数）に据え付ける推進機関の経歴は以下のとおりです。

事 項	要 目	
推 進 機 関 の 種 類	機関	
過 給 機 及 び 空 気 冷 却 器 の 有 無	過 給 機	
	空気冷却器	
制限装置（動力漁船の性能の基準の第 3 項に該当するもの）の有無		
機 関 の 型 式		
漁船法施行規則による馬力数		
シ リ ン ダ の 数 及 び 直 径	×	mm
行 程		mm
行程とシリンダの直径との比		
定 格 毎 分 回 転 数		
機 関 番 号		
製 作 所 名		
製 造 年 月		
現 在 ま で の 経 歴		

- （注）１．平成１４年３月３１日までに提出された漁船建造、改造若しくは転用の許可申請書に基づく許可に係る漁船又は登録の申請書に基づく登録に係る漁船に搭載されたことがある中古機関（以下「旧馬力数適用機関」という。）である場合には、「漁船法施行規則による馬力数」の欄には、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成１３年農林水産省令第１５３号。以下「改正省令」という。）による改正前の馬力数（無単位）及び連続出力（単位：kW）を、それ以外の中古機関（以下「新馬力数適用機関」という。）の場合には、改正省令による改正後の馬力数（単位：kW）を記入すること。
- ２．旧馬力数適用機関の場合には、当該機関が搭載されていた漁船の原簿謄本及びその漁船に搭載されていたことを証する書類を添付すること。
- ３．新馬力数適用機関の場合には、「行程」、「行程とシリンダの直径との比」及び「定格毎分回転数」の欄は記入しなくても差し支えない。

様式第 6 号

漁船の設備基準等の適用に伴う漁船の大型化に関する申告書

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称 印

このたび建造（改造）の許可を申請した船舶は、下記のとおり漁船の設備基準等の適用に伴う漁船の大型化に該当しますので、関係書類を添えて申告します。

記

	被代船（改造前）	代船（改造後）
1．船名		
2．漁業種類		
3．予定航海日数		
4．乗組員数		
5．総トン数		
6．増加トン数		
増加トン数のうち「新設備基準」等適用のための増加トン数	_____	
7．船舶の長さ		
8．船舶の幅		
9．船舶の深さ		
10．建造（改造）を行う造船所の名称及び所在地	_____	

関係書類

- ・ 一般配置図（A 3 版）
- ・ 漁船の設備基準の適用に伴い漁船が大型化したこと及びそのことにより増加したトン数が分かる資料、算定書等

(参考)

漁船建造等の許可申請書の添付書類

1. 建造許可申請

添 付 書 類	漁 船 の 区 分	
	許可等漁業の漁船	その他の漁船
1. 造船契約(予約)証	○	○
2. 推進機関製造(販売)契約(予約)証(中古機関にあっては推進機関経歴書)	○	○
3. 事業計画書		○
4. 漁業許可証等又は起業認可指令書の写し	○	
5. 被代船の使途説明書	○	
6. 被代船の漁船原簿謄本	○	
7. 船舶使用承諾書又は用船契約書の写し		

- (注) 1. 印は申請者(船舶所有者)と船舶使用者が相違する場合に添付すること。
2. 事業計画書は申請者と船舶使用者が相違する場合は船舶使用者が作成すること。

2. 改造許可申請

添付書類		漁船の区分	許可等漁業の漁船	その他の漁船
A 船体改造の場合	1. 改造工事契約証		○	○
	2. 改造工事の内容を明らかにした図書		○	○
	3. 漁船原簿謄本		○	○
B 漁業種類変更のための改造の場合	1. 改造工事契約証			
	2. 事業計画書			○
	3. 漁業許可証等又は起業認可指令書写		○	
	4. 被代船の使途説明書		○	
	5. 被代船の漁船原簿謄本		○	
	6. 改造する漁船の漁船原簿謄本		○	○
C 登録抹消船又は漁船以外の船舶を漁船に改造する場合	1. 改造工事契約証			
	2. 事業計画書			○
	3. 漁業許可証等又は起業認可指令書写		○	
	4. 被代船の使途説明書		○	
	5. 被代船の漁船原簿謄本		○	
	6. 改造する漁船の漁船原簿謄本（抹消のもの）			
	7. 改造する船の船舶原簿謄本又は船籍簿謄本		○	○
	8. 推進機関の経歴書		○	○
D 機関換装又は機関改造の場合	1. 改造工事契約証			
	2. 機関の製造（販売）契約証（中古品は経歴書）		○	○
	3. 改造する漁船の原簿謄本		○	○

（注）1. 印は該当の場合のみ添付すること。

Bの1、Cの1、Dの1は造船所において工事を行う場合に添付すること。

2. 改造工事がA、B、C、Dの二つ以上になる場合は、それぞれの表の添付書類を満足すること。

3. 船舶所有者と船舶使用者が相違する場合は、B及びCの申請の際、船舶使用承諾書又は用船契約証の写し及び船舶使用者が作成した事業計画書を添付すること。

3．転用許可申請

添 付 書 類	漁 船 の 区 分	
	許可等漁業の漁船	その他の漁船
1．転用する船舶の原簿謄本又は船籍簿謄本	○	○
2．抹消漁船を再使用する場合は漁船原簿謄本	○	○
3．被代船の用途説明書		
4．被代船の漁船原簿謄本		
5．漁業許可証等又は起業認可指令書写	○	
6．事業計画書		○
7．推進機関の経歴書	○	○
8．船舶使用承諾書又は用船契約書写		

(注) 改造許可申請の注1．及び3．と同様とする。

4．変更許可申請

許可後計画を変更する場合は、計画変更の許可申請を要するが、この場合の添付書類は次のとおりとする。

- (1) 造船所を変更する場合は、旧造船所の解約同意書及び新造船所の契約証
- (2) 推進機関製作所（販売者）を変更する場合は、旧製作所の解約同意書及び新製作所の契約証
- (3) 漁業種類、総トン数又は主要寸法の変更の場合は、造船所との変更契約証
- (4) 機関の種類、馬力数、シリンダの数及び直径の変更の場合は機関の変更契約証

別表

漁船建造等の許可申請書の添付図書及び部数

申請の区分		図書の種類	一般配置図	中央断面図	総トン数計算書	船員設備等詳細図（注）	改造要領図
１．建造			２	２	２	２	
２．改造	（１）主要寸法又は総トン数の変更を伴う改造の場合		２	２	２	２	２
	（２）（１）以外の改造の場合		２				２
３．転用			１	１		１	

注 申請に係る動力漁船が「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の規定に基づく総トン数二十トン以上の漁船に係る漁船の設備基準」（平成１９年７月２５日農林水産省告示第９６０号）の適用を受けない場合にあっては、船員設備等詳細図の添付は必要ない。

